

家庭ごみ定期収集及び運搬業務（第1期分）委託仕様書

1 目的

本仕様書は、家庭ごみ定期収集及び運搬業務（第1期分）委託の概要を示したものであり、業務を行うに当たっては、本仕様書に従い、実施するものとする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

3 業務概要

- (1) 高松市内の指定する区域に出された家庭ごみを収集し、指定する搬入場所に運搬する業務である。
- (2) 業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、市条例などの業務に係る法令等を遵守するとともに、別紙1「作業安全マニュアル」に従い、確実かつ誠実に業務を履行しなければならない。
- (3) 受託者は、高松市の委託業務であることを十分に認識し、常に親切、丁寧な対応を心がけ、市民に対し、不快となるような言動をとってはならない。

4 収集区域（校区）

収集区域（校区）及びごみステーション数は、次のとおり。なお、ごみステーション数は、令和7年3月31日現在の数値であり、契約期間中、増加又は減少等の変動があった場合でも、原則として、この契約の範囲内として履行するものとする。

- (1) 破碎ごみ（有害ごみを含む。）及び缶・びん・ペットボトル

収集区域（校区）	ごみステーション数
「栗林・太田」の一部（別図1）	691箇所
川岡の全部、「円座・鶴尾・一宮」の一部（別図2）	390箇所
「林・多肥」の全部、木太の一部（別図3）	607箇所
「三谷・仏生山・十河・川島・西植田」の全部、「前田・川添・東植田」の一部（別図4）	557箇所
計	2,245箇所

(2) プラスチック容器包装

収集区域 (校区)	ごみステーション数
「前田・三谷・仏生山・十河・川島・西植田」の全部、「林・多肥・川添・東植田」の一部 (別図5)	1, 114箇所

5 年間収集見込量

令和8年度から11年度までの各年度の収集見込量は、次のとおり。なお、契約期間中、年間収集見込量に変動があった場合でも、原則として、この契約の範囲内として履行するものとする。

(1) 破碎ごみ (有害ごみを含む。)

収集区域 (校区)	年間収集見込量	収集1日当たり平均収集見込量
「栗林・太田」の一部	454 t	19.8 t
川岡の全部、「円座・鶴尾・一宮」の一部	335 t	13.9 t
「林・多肥」の全部、木太の一部	500 t	20.8 t
「三谷・仏生山・十河・川島・西植田」の全部、「前田・川添・東植田」の一部	468 t	20.3 t
計	1,757 t	—

(2) 缶・びん・ペットボトル

収集区域 (校区)	年間収集見込量	収集1日当たり平均収集見込量
「栗林・太田」の一部	409 t	17.1 t
川岡の全部、「円座・鶴尾・一宮」の一部	308 t	12.8 t
「林・多肥」の全部、木太の一部	403 t	16.8 t
「三谷・仏生山・十河・川島・西植田」の全部、「前田・川添・東植田」の一部	395 t	16.4 t
計	1,515 t	—

(3) プラスチック容器包装

収集区域 (校区)	年間収集見込量	収集1日当たり平均収集見込量
「前田・三谷・仏生山・十河・川島・西植田」の全部、「林・多肥・川添・東植田」の一部	907 t	17.8 t

6 準備・研修期間

(1) 準備・研修期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。

(2) 受託者は、準備・研修期間中に市が開催する研修会に参加し、本業務の内容を十分に理解しなければならない。

(3) 受託者は、準備・研修期間中に、分別方法、収集ルート等の研修、調査を受託者の負担で行い、業務の開始日から直ちに適正に業務を履行できるようにすること。

7 車両等

(1) 受託者は、委託業務を遂行するために必要なごみ収集車、及び故障等の不慮の事態が生じた場合に対応が可能な代替ごみ収集車を常時用意しなければならない。なお、必要に応じて2トン車両及び軽四ダンプを別途用意するものとする。

(2) 委託業務で使用する車両については、様式1「車両表」により、業務開始前の市が指定する日までに市に届け出ること。(届け出た車両を以下、「登録車両」という。)なお、登録車両の変更等を行う場合は、事前に同届を提出すること。

(3) 登録車両の乗車人員は2名以上とする。ただし、軽四車両についてはこの限りでない。

(4) 登録車両は、受託者の自己所有又は継続的に使用権原を有する車両(リース車両等)であること。

(5) 登録車両は、別紙2「ごみ収集車規格指示書」の規格を満たすこと。

(6) 登録車両は、対人賠償及び対物賠償無制限、搭乗者賠償若しくは人身傷害者賠償について1名につき500万円以上の自動車損害賠償任意保険、必要な車両保険に加入すること。

(7) 登録車両は、ごみが飛散し及び流失し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものでなければならない。また、常に衛生的に管理し、市民に迷惑を及ぼさないようにしなければならない。

(8) 受託者は、登録車両の日常点検及び車両整備等を適正に行わなければならない。

(9) 登録車両は、委託期間中、本業務以外(事業系一般廃棄物の収集など)に使用してはならない。なお、必要な場合は、本業務以外に使用している車両を、所定の手続きを行った上で、登録車両として本業務に使用できるものとする。

(10) 登録車両の保管場所は、運行前の点検及び清掃等に支障のない広さを有するものとし、洗車設備は、洗車及び汚水の処理等について、周囲に迷惑を及ぼさないものであること。

(11) 業務の開始までに、受託者の責に帰することがない理由により、必要な車両が調

達できないと市が認める場合に限り、市の所有するごみ収集車を、貸与可能な台数の範囲内において、有償で貸与することができる。その場合の貸与の最長期間は令和8年7月末とし、使用料は、1か月1台当たり85,000円とする。

(12) 前項のごみ収集車の使用料には、以下のものを含むものとする。

- ・車検・法定点検・架装点検
- ・税金・自動車損害賠償責任保険料
- ・自然損耗による部品の交換、修繕
- ・通常の維持に係る費用（エンジンオイル、作動油等の油脂類及びこれの交換、タイヤ及びこれの交換等）

8 収集

- (1) 受託者は、高松市一般廃棄物処理計画に従って、指定する区域のごみを、ごみの種別ごとに、別表1のとおり収集しなければならない。
- (2) 市の排出ルールに違反したごみについては、市で作成した不適物警告シールに必要事項を記入の上、貼付して置いておくなどの分別排出の啓発・指導等を行う。
- (3) 受託者は、ごみの取り残しがないように収集しなければならない。万一、ごみの取り残し等で、市から指示があった場合は迅速に対応すること。処理は原則として当該日中に行い、結果を速やかに市に報告すること。
- (4) 受託者は、地域の清掃活動で排出されたボランティアごみについても、別途市から連絡のあった場合は、収集を行うこと。
- (5) 収集作業中は、周囲の人や車の安全を妨げることがないように十分に配慮し、収集作業終了後は、散乱、飛散物の掃除を行い、収集場所の清潔保持に努めること。
また、運搬中は、ホップドアを閉め、道路等へのごみ等の飛散防止に努めるとともに、交通法規を遵守すること。
- (6) ごみステーションの新設、変更、廃止については、市の指示に基づき、地図の変更等を行い、常に最新の状態を把握しておくこと。
- (7) 市から指示されたごみステーション以外の収集は行わないこと。判断に迷う場合は、市環境業務課へ問い合わせの上、対応すること。
- (8) 収集作業中に車両火災が発生したときは、速やかに周囲に迷惑を及ぼさない場所に移動し、消火しなければならない。また、必要に応じて、自ら消防署等に連絡するものとする。

9 作業及び搬入時間

- (1) 午前8時以降に収集作業を開始し、各処理施設の搬入時間内にごみを搬入するものとする。
- (2) 各処理施設への搬入時間は、別表2のとおりとする。なお、搬入時間は変更する場合がある。

10 ごみ搬入場所

収集したごみは、別表2の処理施設に、ごみの種類ごとに別表3のとおり搬入し、その都度計量伝票を受け取らなければならない。

11 収集計画

受託者は、収集区域における人員・車両の配置、業務責任者等の年間収集計画（様式2）について毎年3月10日までに翌年度の収集計画を提出し、市の承認を得なければならない。

12 従事者への指導義務

- (1) 本市の分別ルール及び排出ルールの理解と習得
- (2) 本仕様書の内容理解
- (3) 収集車及び収集機材の整備点検と清潔の保持
- (4) 交通事故及び作業上の災害防止
- (5) 収集員の品位を保つことと被服等の清潔の保持
- (6) 作業安全マニュアルの遵守
- (7) その他必要な事項

13 連絡体制

- (1) 受託者は、市からの連絡を確実に受け、業務従事者に対し、明確な指示ができる体制をとること。
- (2) 受託者は、本業務の作業終了後や休日等において、市からの緊急連絡や収集作業等に対応できる体制をとること。

14 報告義務

- (1) 受託者は、当該月の委託業務内容について、翌月の5日（3月の委託業務については、3月末日）までに、実績報告書（様式3）及び作業・運転報告書（様式4）を、計量伝票とともに、市に提出しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者の検収に合格しないときは、直ちに手直し等を行い、委託者の

検収を再度受けなければならない。

- (3) 業務において事故等が発生した場合は、自ら適切な処置を取るとともに、速やかに市に報告しなければならない。

1.5 支払方法

- (1) 支払方法は、完了払（毎月）とする。
- (2) 受託者は、前項の検収に合格した後、当該月の業務委託料の支払いを請求することができる。
- (3) 市は、受託者の適法な請求のあった日から30日以内に、当該請求に係る額の業務委託料を受託者に支払うものとする。

1か月当たりの支払額は、業務委託料の総額の48分の1に相当する額とし、1円未満の端数がある場合は、令和8年4月分に併せて支払うものとする。

1.6 禁止事項

受託者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 法令等に違背すること。
- (2) 本仕様書に違背すること。
- (3) 委託業務を請け負わせること及び委託業務の権利義務を他に譲渡し又は担保の用に供すること。
- (4) 市民から金品を受領すること。

1.7 自然災害等の対応

地震や風水害等の災害緊急時の収集作業等については、速やかに、委託者、受託者が別に協議して定める。

1.8 労働関係法規の遵守

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施にあたっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の摘要を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

- (3) 労働者の雇入れにあたっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生ほか労働関係法規を遵守すること。

19 その他

- (1) 本業務を行うために必要な経費（収集車両、燃料、自動車保険料等を含む。）は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 作業・運転報告書、経理簿、車両点検表等を常に整備し、市から請求があったときは、提出しなければならない。
- (3) 委託業務の実施に関して、市又は第三者に与えた損害については、自らの責任においてその損害を補償しなければならない。
- (4) 受託者は、市から通知された委託業務遂行に必要な会議等に出席するものとする。
- (5) 契約期間の満了に伴い、受託者が変更となる場合は、業務が円滑に履行できるよう、新たな受託者等への引き継ぎを行うものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び定めのある事項の変更に関しては、双方で協議して定めるものとする。

別表 1

ごみの収集曜日

(破碎ごみ(有害ごみを含む。)及び缶・びん・ペットボトル)

区域(校区)	破碎ごみ	缶・びん・ペットボトル
「栗林・太田」の一部	第1・3金曜日	第2・4火曜日
川岡の全部、「円座・鶴尾・一宮」の一部	第1・3火曜日	第2・4金曜日
「林・多肥」の全部、木太の一部	第1・3月曜日	第2・4木曜日
「三谷・仏生山・十河・川島・西植田」の全部、「前田・川添・東植田」の一部	第1・3木曜日	第2・4月曜日

(プラスチック容器包装)

区域(校区)	プラスチック容器包装
「前田・三谷・仏生山・十河・川島・西植田」の全部、「林・多肥・川添・東植田」の一部	毎週水曜日

※ 収集日が、国民の祝日に関する法律に定める休日(以下、「祝日」という。)に当たる場合も、収集を行うこと。(元日を除く。)

※ 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は収集は行わない。

別表 2

ごみの搬入施設及び搬入時間

ごみの種類	搬入施設	所在地	電話番号	搬入時間
破砕ごみ（有害ごみを含む。）	西部クリーンセンター 破砕施設	高松市川部町930 -1	885- 2722	8:30～ 15:00
	南部クリーンセンター 廃棄物再生利用施設	高松市塩江町安原下 第3号2084-1	890- 2190	8:30～ 16:00
缶・びん・ペットボトル、 プラスチック 容器包装	南部クリーンセンター 廃棄物再生利用施設	高松市塩江町安原下 第3号2084-1	890- 2190	8:30～ 16:00
	株式会社リソーシズ 国分寺工場	高松市国分寺町福家 乙1-1	874- 3582	8:00～ 16:00

※ 西部クリーンセンターは日曜日及び祝日が、南部クリーンセンターは土曜日及び日曜日が休みです。

※ 各施設の搬入時間内に搬入できないと判断した場合は、各施設の最終時刻の30分前までに、環境業務課（電話 834-0389）の担当者に連絡し、対応を協議するものとする。

別表 3

ごみの搬入先

(軽四ダンプ等以外)

ごみの種類	1 車目	2 車目	3 車目以降
破砕ごみ (有害ごみを含む。)	西部クリーンセンター	南部クリーンセンター	西部クリーンセンター
缶・びん・ペットボトル	(月) 株式会社リソーシズ (火・木・金) 南部クリーンセンター	南部クリーンセンター	株式会社リソーシズ
プラスチック容器包装	南部クリーンセンター 又は 株式会社リソーシズ	南部クリーンセンター 又は 株式会社リソーシズ	株式会社リソーシズ

※ 搬入先については、1 か月前までに、別途通知するものとする。

(軽四ダンプ等)

ごみの種類	搬入先
破砕ごみ (有害ごみを含む。)	西部クリーンセンター
缶・びん・ペットボトル	株式会社リソーシズ
プラスチック容器包装	株式会社リソーシズ

※ ただし、祝日は、西部クリーンセンターに代わり、南部クリーンセンターへ搬入するものとする。

○ 市の予定価格の積算についての公表事項

積算についての公表事項は、次のとおりである。

- (1) 全契約期間における委託料の積算額は、年間積算額に、契約年数を乗じて算出している。

$$\text{(全契約期間における委託料の積算額)} = \text{(年間積算額)} \times \text{(契約年数)}$$

- (2) 年間積算額は、委託範囲の年間収集見込量をもとに算出した、4トンごみ収集車、2トンごみ収集車及び軽四ダンプの年間必要台数に、車両1台当たりにかかる年間積算額を乗じて算出している。

$$\begin{aligned} \text{(年間積算額)} = & ((4\text{トンごみ収集車の年間必要台数}) \times (\text{車両1台当たりの年間積算額})) \\ & + ((2\text{トンごみ収集車の年間必要台数}) \times (\text{車両1台当たりの年間積算額})) \\ & + ((\text{軽四ダンプの年間必要台数}) \times (\text{車両1台当たりの年間積算額})) \end{aligned}$$

- (3) 車両ごとの年間必要台数の考え方は、次のとおりである。

車両の種類	年間必要台数の考え方
4トンごみ収集車	<p>ごみの種類ごとに、年間収集見込量から2トンごみ収集車1台及び軽四ダンプ1台による収集見込量を減じた量を、年間収集日数、1台1回当たり積載量及び1台1日当たり搬入回数で除した台数(小数点第2位を四捨五入)を算出し、それに換算率(年間収集日数/年間勤務基準日数)を乗じて得た台数(以下「換算台数」という。小数点以下第3位を四捨五入)を算出する。</p> <p>次に、上記により算出した、ごみの種類ごとの換算台数を合計して合計換算台数を算出し、それに、合計換算台数に0.25を乗じて得た台数を予備車台数とし、加算して得た台数(小数点第3位を四捨五入)を年間必要台数とする。</p>
2トンごみ収集車	1.25台(予備車台数0.25台を含む。)
軽四ダンプ	1台

- (4) 年間の収集見込量・収集日数・勤務基準日数は、各年度とも次のとおりとする。

ごみの種類	年間収集見込量	年間収集日数	年間勤務基準日数
破砕ごみ(有害ごみを含む。)	1,757t	95日	

缶・びん・ペットボトル	1, 515 t	96日	258日
プラスチック容器包装	907 t	52日	

※ 年間収集日数：令和8年度の収集日数を、各年度の年間収集日数とする。

※ 年間勤務基準日数は、令和8年度の月曜日から金曜日まで（年末年始を除く。）の合計日数とする。

(5) 車両1台当たりの年間積算額についての積算項目等は、次のとおりである。

ア 4トンごみ収集車

積算項目		数量	摘 要
人件費	運転手給与	1人	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 令和7年3月適用公共工事設計労務単価 普通作業員 年間勤務基準日数：258日
	作業員給与	1人	
福利厚生費	社会保険	2人	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険料（介護保険第2号該当）：11.80%/2（事業主1/2負担） 厚生年金保険料（一般の被保険者）：18.300%/2（事業主1/2負担） 雇用保険料：0.9% 労災保険料：1.3% 子ども・子育て拠出金：0.36%
	被服費	2人	<ul style="list-style-type: none"> 単価：市購入実績により算出 1人当たり年間支給数（作業服（夏・冬）各1着、防寒着 1着、雨具 1着、手袋 12双、安全靴 1足、長靴 1足、帽子 1個）
車両関係費	減価償却費		償却年数：4年、定額法
	修繕費		市修繕実績により算出（定期検査費等を含む。）
	燃料費		<ul style="list-style-type: none"> 軽油単価：市購入実績より算出 燃費：4km/L、1車当たり1日走行距離：100km、年間稼働基準日数（年間勤務基準日数と同じ日数）：258日
	消耗品費		市購入実績より算出
保険料等	自動車税（種別割）		県税 貨物車（トラック最大積載量2t超3t以下）
	自動車税（環境性能割）		県税 自家用自動車：3% ※1年分は償却年数で除した額に相当する額
	自動車重量税		国税 特殊用途車（車両総重量8t以下）
	自賠責保険料		特殊用途自動車（三輪以上の自動車 24か月契約）※1年分は12か月分相当額
	任意保険料		年間保険料（対人賠償及び対物賠償：無制限 搭乗者傷害：500万、フリート割引適用）、車両保険

管理費		上記の費目単価をもとに算出した1台当たりの年間積算額の25%までの範囲内で市が定める割合を乗じて得た額
-----	--	---

イ 2トングみ収集車

積算項目		数量	摘 要
人件費	運転手給与	1人	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 令和7年3月適用公共工事設計労務単価 普通作業員 年間勤務基準日数：258日
	作業員給与	1人	
福利厚生費	社会保険	2人	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険料（介護保険第2号該当）：11.80%/2（事業主1/2負担） 厚生年金保険料（一般の被保険者）：18.300%/2（事業主1/2負担） 雇用保険料：0.9% 労災保険料：1.3% 子ども・子育て拠出金：0.36%
	被服費	2人	<ul style="list-style-type: none"> 単価：市購入実績により算出 1人当たり年間支給数（作業服（夏・冬）各1着、防寒着 1着、雨具 1着、手袋 12双、安全靴 1足、長靴 1足、帽子 1個）
車両関係費	減価償却費		償却年数：4年、定額法
	修繕費		市修繕実績により算出（定期検査費等を含む。）
	燃料費		<ul style="list-style-type: none"> 軽油単価：市購入実績より算出 燃費：4km/L、1車当たり1日走行距離：100km、年間稼働基準日数（年間勤務基準日数と同じ日数）：258日
	消耗品費		市購入実績より算出
保険料等	自動車税（種別割）		県税 貨物車（トラック最大積載量2t超3t以下）
	自動車税（環境性能割）		県税 自家用自動車：3% ※1年分は償却年数で除した額に相当する額
	自動車重量税		国税 特殊用途車（車両総重量8t以下）
	自賠責保険料		特殊用途自動車（三輪以上の自動車 24か月契約）※1年分は12か月分相当額
	任意保険料		年間保険料（対人賠償及び対物賠償：無制限 搭乗者傷害：500万、フリート割引適用）、車両保険
管理費		上記の費目単価をもとに算出した1台当たりの年間積算額の25%までの範囲内で市が定める割合を乗じて得た額	

ウ 軽四ダンプ

積算項目		数量	摘 要
人件費	運転・作業員給与	1人	・国土交通省 令和7年3月適用公共工事設計労務単価 普通作業員 ・年間勤務基準日数：258日
	社会保険	1人	・健康保険料（介護保険第2号該当）：11.80%/2（事業主1/2負担） ・厚生年金保険料（一般の被保険者）：18.300%/2（事業主1/2負担） ・雇用保険料：0.9% ・労災保険料：1.3% ・子ども・子育て拠出金：0.36%
福利厚生費	被服費	1人	・単価：市購入実績により算出 ・1人当たり年間支給数（作業服（夏・冬）各1着、防寒着 1着、雨具 1着、手袋 12双、安全靴 1足、長靴 1足、帽子 1個）
車両関係費	減価償却費		・償却年数：4年、定額法 （新規車両購入費（登録諸費用・リサイクル料含む）をベースとする。）
	修繕費		市修繕実績により算出（定期検査費等を含む。）
	燃料費		・ガソリン単価：市購入実績より算出 ・燃費：8km/L、1車当たり1日走行距離：100km、年間稼働基準日数（年間勤務基準日数と同じ日数）：258日
	消耗品費		市購入実績より算出
保険料等	軽自動車税（種別割）		市町村税 四輪以上（貨物 自家用 平成27年4月1日以降新規検査車両）
	軽自動車税（環境性能割）		県税 軽自動車：2% ※1年分は償却年数で除した額に相当する額
	自動車重量税		県税 検査対象軽自動車（2年自家用 エコカー減免適用なし）※1年分は1年分相当額
	自賠償保険料		軽自動車（検査対象車 24か月契約） ※1年分は12か月分相当額
	任意保険料		年間保険料（対人賠償及び対物賠償：無制限 搭乗者傷害：500万、フリート割引適用）
管理費			上記の費目単価をもとに算出した1台当たりの年間積算額の25%までの範囲内で市が定める割合を乗じて得た額

(6) その他

搬入に伴う一般廃棄物処理手数料については、市の委託業務のため、発生しない。